

ご加入手続きについて

ご加入手続きはお早めをお願いします。

- 010入会申込書
- 090第二退職給付金申込書

入会年月日、第二退職給付金申込日は
書類提出月の3か月前までです。

例えば…

2月25日(2月中)が入会日11月1日(11月中)の入会申込書を提出した……**受付できます。**

2月10日(2月中)が入会日10月15日(10月以前)の入会申込書を提出した…**受付できません。**

「010入会申込書」の入会年月日と「090第二退職給付金申込書」の申込日は、提出月の3か月前まで遡ってご提出されても受付いたしますが、共済契約規程第19条のとおり、事由が生じましたら速やかにご提出ください。

【理由】

共済会の退職金制度は、退職金原資(掛金)を運用し、会員様の在会期間に応じた運用益を反映させた退職給付率で、退職給付金をお支払いしております。

従いまして、書類提出日において、3か月以上遡った申込日は、運用期間が在会期間より短くなり、運用益を反映した退職金制度が成り立ちませんので、受理することができません。

なお、年度末が近づいていますので、直近の掛金請求書で加入内容をご確認の上、必要な届出がされていない場合には、お早めに手続きをお願いします。

届出用紙は、共済会ホームページでダウンロードしてください。**旧様式(赤枠のOCR専用用紙)はご利用できません。**

退職金の給付時期について

退職金の給付までには当会で書類(脱退届)を処理してから、概ね1か月~1か月半ほどお時間を頂戴しております。

退職日からの起算ではなく、当会で脱退届を受け付けた日からになりますのでご注意ください。

個人情報の開示について

共済会では、会員様個々の情報について会員様ご本人または共済契約者様の開示請求に基づき、**通年個人情報開示**をさせていただきます。

例えば…今月末で退職した場合の具体的な**退職金額が知りたい**等、具体的に退職金を知りたい場合は、個人情報開示請求をしてください。

※通年受付しております。

また、「個人情報開示請求書」はダウンロードしてご利用いただけるよう、共済会のホームページに掲載しております。

検索サイトで

共済会ホームページ→ホーム内  個人情報開示請求について